

《当法人における感染防止対策について》

厚生労働省のマニュアルに沿って、感染防止対策の徹底・強化し、各部、拡大防止につとめてまいります。

*職員

●職員（同居人含む）は、出勤前の体温計測および、体調不良時の申し出を徹底し、管理者が確実に把握することとします。

（職員及び同居者が 37.5 度以上の発熱がある場合は、出勤を停止し、体調不良等がある場合は、出勤しないを原則とします。）

また、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意いたします。ここでいう職員とは、利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとします。

●なお、夜勤者及び宿直者については短期入所到着時も、玄関前において再度検温を行ない、37.5 度以上の発熱がある場合は勤務を中止します。

●手洗い・消毒の徹底は当然ですが、公共交通機関での通勤時は、マスクの着用を義務付けています。また、業務中においても、マスクの着用を原則とします。

《マスクおよび消毒液の確保はできております》

*ご利用者

●短期入所利用前に、ご本人・家族又は職員がご本人の体温を計測し、37.5 度以上の発熱が認められる場合には、利用をお断りいたします。

なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、職員と同様の取扱いをさせていただきます。

●発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する相談支援事業所に情報提供を行い、当該相談支援事業所等は、必要に応じ、居宅介護等の提供を検討いたします。

●短期入所に到着の際、夜勤者等と同様、玄関にて利用者にも検温、手洗い・うがい、手指消毒をしていただきます。また、短期入所内においては、密閉・密集・密接を避けるため、基本的に利用者には各居室で過ごしていただきます（食事提供や休養）。

*その他

●感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めます（手洗い・うがい・マスク・消毒・記録・換気）。

●短期入所のご利用前・ご利用後はトイレや各居室扉のドアノブなど、共用で触れる箇所については、アルコール消毒を行います。また適宜、短期入所全体の換気を行ないます。

●施設と取引がある、委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うこととし、施設内に立ち入る場合については、体温計測、マスクの着用、消毒の徹底いたします。

皆さまにおかれましても大変ご負担をおかけいたしますが、当法人も更なる対策を講じながら、継続してサービスの提供ができますよう努力してまいりますので、引き続き、感染防止へのご協力とご理解をお願いいたします。